

令和2年度第5回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 令和3年3月16日(火)
午後2時00分から午後3時35分まで
- 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 岡本課長、海老原課長補佐、五十嵐係長、薄田主任主事
- 5 実施機関 教育センター 穂戸田所長
学務課 藤代主査
健康増進課 平川課長
新型コロナウイルス感染症対策室 坂本室長
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (1) GIGAスクール構想に係る通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について(諮問)
 - (2) 印西市新型コロナワクチン集団接種予約システムの通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について(諮問)
 - (3) 印西市個人情報保護条例の解釈運用基準の修正について(報告)
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 8 議事

●議題1 GIGAスクール構想に係る通信回線(オンライン)結合による実

施機関以外のものへの個人情報の提供について(諮問)

会 長 議題1、GIGAスクール構想に係る通信回線結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について、ご説明をお願いいたします。

実施機関 <資料に基づく説明>

会 長 まず委員の皆様からのご質問を承ります。

委 員 <検討中>

会 長 それでは私から質問します。個人情報保護条例上のオンライン結合というのは、どこが相手先になって、どのような情報を提供するのですか。

実施機関 印西市教育委員会とGoogle及びベネッセを結合すると理解しております。その間でやり取りされる情報というのが、児童生徒の氏名、学年、アカウント、学習情報ということになります。

会 長 Google for Educationとミライシードというアプリケーションは、ネットワーク構成図のインターネットの先の話なのですね。

実施機関 そのとおりです。

会 長 ネットワーク構成図の左側の無線系というのは、ルーターのほかには情報端末があつて、それに情報を保管するのですか。

実施機関 その無線系というのが、今回導入する児童生徒用のネットワークを指しているものです。

会 長 ネットワークそのものになるのですか。

実施機関 各教室のアクセスポイントに当たります。

会 長 そのアクセスポイントに繋がるのは、市が貸与する各児童生徒の端末ということになるのですか。

実施機関 教育用パソコンのみとなっております。

会 長 その間にはオンライン結合はないので、閲覧先はミライシードとGoogle for Educationだけということになるのですね。

実施機関 はい。

委 員 緑の部分とオレンジの部分がオンライン結合に当たるかどうかということに関して、この図からはオンライン結合ではないということをお願いしたいのかなと思ったのですが。

会 長 そうなると実施機関は情報を持っているのですか。

実施機関 オンライン結合して、Google、ベネッセが管理する情報に実施機関がアクセスできる状態になっています。

会 長 繋がるのは、児童生徒だけではなく、教員もですね。

実施機関 はい。

会 長 教員の個人情報というのは存在するのですか。

実施機関 教員の個人情報は、氏名、アカウント、所属の学校です。

会 長 それをGoogleなりベネッセに提供することで、アクセスができる

ようになるから、その部分がオンライン結合になるということですね。

実施機関 会長 はい、そのように認識しております。

実施機関 会長 そうすると、こちらから提供する情報は何になりますか。

実施機関 会長 資料の2番になります。

実施機関 会長 システムを構築する段階でこのような情報をオンラインで提供することになるのですね。

実施機関 会長 はい。

実施機関 会長 他には、例えば、転入してくる子がいて、この子についても、システムにアクセスするためには、登録しなければならない。その段階で一つオンライン結合はある訳ですね。また、年度替わりでクラスが変わった場合、その情報を一括して全部オンラインで登録する。これもオンライン結合ですね。他に質問はありますか。

各委員 会長 (質問無し)

各委員 会長 ご意見はありますか。

各委員 会長 (意見なし)

各委員 会長 公益上の必要性としては、児童生徒一人一人との双方向型の一斉授業が可能になる。家に居ながらにしてクラスと同じような形になるという感じですよ。

実施機関 会長 そういうイメージです。

実施機関 会長 これによって、授業準備の負担が軽減されるのですか。

実施機関 会長 最初は負担が増えると思いますが、操作に習熟することによって負担が軽減されると考えております。

実施機関 会長 印刷の手間が別にかかりますよね。

実施機関 会長 紙で配るものはそうなります。しかし、子供たちの考えを集約することや、今まで黒板に書いていたようなことをすべてオンラインで出来るようになりますので、授業準備については負担軽減されるのではないかと考えています。

実施機関 会長 大学で講義をされていて、オンラインになって授業準備は楽になりましたか。

委員 会長 いろいろと大変ですよ。

委員 会長 大変ですか、そうするとどの辺りに公益性を求めることになるのかだと思います。

委員 会長 イメージ的には、パソコン画面にどういうものが映るのですか。

実施機関 会長 いろいろなパターンがあるのですが、例えば、教員がプリントを配って、子供がそれに記入をして返すというやり取りを、パソコン上で配って子供が入力をして、パソコン上で提出するといった流れが、一番オーソドックスなものだと思います。ほかにも、現在は模造紙を配って、何人かで同時に新聞を書くという学習を画面上で同時編集を行うといったものもあります。

- 委員 画面にタッチペンか何かでするのですか。
- 実施機関 ペンもありますし、直接入力することもできます。それから、特にミライシードですが、子供がカードで考えを書いたものを、画面上の提出というボタンを押しますと、教員の画面にそのカードが集まり、教員はそれを大画面で提示しながら、グルーピングをする機能もあります。
- 委員 Google for Education とミライシードは、どのように使い分けをするのですか。
- 実施機関 Google for Education は、主に Google Classroom という仕組みを使うことを想定しています。Google Classroom は基本的に教員がプリントを配ってそれをデータで返すといった、日常の授業で使う基本的な機能を備えたシステムで、こちらがベースになります。ミライシードは、さらに授業で使う機能に特化したアプリで、例えばドリル機能が付いていて、画面をスタイラスペンでなぞることによる漢字練習、間違いに応じた問題を出し直してくれるドリル機能、授業中にカードに自分の考えを書いて、それを集約し分類する機能、子供達を書いた文章をキーワードで分類するような機能があり、日常の授業のほかに、授業以外でも活用するということでの使い分けを考えております。
- 委員 そうすると、児童生徒が利用するときは、その2つを意識して、区別して使うことになるのか、あるいは、どちらを使っているか分からないようなシームレスな状態で使うことになるのですか。
- 実施機関 一度の授業で同時に使うというのは想定しておらずに、授業のタイプによって、教員の指示で使い分けるようになると思いました。
- 委員 授業ごとに使い分けるといえることですね。
- 実施機関 はい。
- 会長 子供達を書いた文章をキーワードで検索してまとめることができる機能は、かなり労働力を節約することになると思います。子供達の考え方の傾向が見えるようになることは確かにいいですね。要するに多様な意見を効率的に集約ができるといったところで、教育の質の向上に繋がるというようなことになりますね。
- 委員 やっぱり何か向上するということがないと導入の意味がないですよ。
- 会長 導入することで、児童生徒のスキルを平準的に向上させることができる。そして、手間のかかるアナログな作業を一部効率化することで、教員はより効率的な授業が行えるようになるということですね。
- 委員 一人一人の学習状況が把握できるということは、先生にとっては非常に大きなことだと思います。しっかりと学べていない子を早く発見できて、その子に対するケアがしやすくなるというのは大きな

メリットであり、非常に効果は大きいと思います。

会長 それは非常に貴重なご意見だと思います。

実施機関 ミライシードの後半部分でも書かせていただきましたが、GIGA スクールの狙いの中に個別最適化というキーワードがあるのですが、個々の学習意欲や進度、誤答の傾向を踏まえた出題が可能となるアプリを利用することで、先程のご意見にあったような個別の対応とその進捗把握がスムーズ、かつ確実にできるようになると考えています。

会長 そのほか、公益上の必要性に関して、何かご意見ありますか。

各委員 (意見なし)

会長 そうすると、方向としては相当であるということになりますが、ご意見ございますか。

各委員 (意見なし)

会長 では、今申し上げたような方向で答申が出ると思います。ご説明ありがとうございました。これで、議題1については終了します。

<実施機関入替え>

●議題2 印西市新型コロナワクチン集団接種予約システムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）

会長 それでは議題2に入ります。印西市新型コロナワクチン集団接種予約システムの通信回線結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について、ご説明をお願いいたします。

実施機関 <資料に基づく説明>

会長 まず委員の皆様からのご質問を承ります。

各委員 <検討中>

会長 先程、委託業者の話がありましたが、日本通信紙に予約業務を委託しているという形になるのですか。

実施機関 予約システム自体は、日本通信紙の協力会社である株式会社インタークエストの既存のパッケージを利用する形になりまして、保守についても、インタークエストが担当いたします。そして、コールセンター自体は、日本通信紙が運営する形になります。

会長 コールセンターの委託ですね。予約システムは、委託業者のシステムを購入して市が運用するのですか。

実施機関 協力会社であるインタークエストです。

会長 協力会社に委託する形にしているのですね。実際に、予約システムの運用に関わるのは協力会社なのですか。そうすると協力会社の社員への研修スケジュールは契約上どのようになっているのですか。

実施機関 日本通信紙の従事者へのセキュリティ研修というのは、インターネットを使用しての業務になりますので、ウイルスに感染した場合の対応などの研修を予定しております。

会 長 いつ頃ですか。

実施機関 4月の上旬には研修を行う予定です。

会 長 それは市が行うのですか。

実施機関 日本通信紙が実施します。

会 長 予約システムそのものの運用と維持管理を日本通信紙が行うということですね。

実施機関 予約システムの保守については、インタークエストになりまして、日本通信紙がコールセンターで予約システムを使用する形になります。

会 長 コールセンターに入った電話に基づいて、予約システムに入力するのが日本通信紙で、予約システムそのものの管理はどちらがするのですか。

実施機関 予約システムの管理については、インタークエストが実施します。

会 長 インタークエストの社員に対する研修はしないのですか。

実施機関 そこはないです。

会 長 インタークエストとは直接契約を結んでいるのですか。

実施機関 直接契約は結んでいないです。

会 長 インタークエストに対する個人情報保護上の措置は、契約上どうなっているのですか。

実施機関 市と日本通信紙との契約書に個人情報取扱特記事項を添付していますので、日本通信紙とインタークエストとの契約は、市と日本通信紙の契約内容に倣った形になると思います。

会 長 それは契約上謳ってありますか。条例では、委託する場合には個人情報の保護についての措置を講じるようになっていきます。ただこれは、委託先の下請けを縛れないので、その下請けについても遵守しなければならないことを日本通信紙と下請けとの契約で書かなければいけないのですが、どうなっていますか。

実施機関 手元に契約書までは用意していませんでしたので、準備します。

会 長 できましたらその資料の準備をお願いして、十分な措置が取られているという裏付けをいただきたい。

実施機関 <資料の準備>

会 長 個人情報の保護措置は、どのようになっていますか。

実施機関 コールセンターのWEB予約のシステム構築での個人情報の取扱いについては書かれています。インタークエストが個人情報を取り扱うかどうかまでは触れていません。保守をするということが書かれています。

会 長 保守の段階で個人情報を閲覧しないという保証はありますか。

実施機関 契約上では書いていません。
 会 長 そこまで厳密には書いてない。
 実施機関 個人情報を見ないで保守ができるのかどうかまでは確認できていません。
 会 長 この部分は、審査会としては心配をしなければいけない所だと思います。公益上の必要性に関しては、今回実施機関の方からご指摘をいただいている事前予約が、厚生労働省のシステムでは使用不能で、市民のために予約システムを開発して、迅速な問合せと明確な接種を実施するために必要性がある。そして、提供する個人情報の範囲は氏名と予約情報で、実施機関が講じる技術的措置はあるが、先程の契約の部分については当事者が2社存在しているなかで、委託、再委託ではなく保守の委託になっているということになるのですが、その部分に関しての問題点を指摘して、条件付きとするかしないかというところですが、いかがですか。
 委 員 そこはやはり確認できていないので、条件を付けたほうが良いと思います。
 会 長 私もそう考えておりますが、それでよろしいですか。
 各 委 員 <委員了承>
 会 長 答申の内容としては、個人情報がシステムの保守を委託する業者に行くのかどうかを調査するという事。そして、それぞれに関して、行かないなら行かないという保証を求めないといけないし、行くのなら研修をするなり、個人情報が保守を委託する業者を通じて第三者に漏洩しないような契約上の措置があるかどうかを確認するという事を申し上げることになると思います。よろしいでしょうか。
 各 委 員 <委員了承>
 会 長 答申では相当という意見を出すのですが、条件が付くというところなどが、現状での審査会の結論となります。よろしいですか。
 各 委 員 <意見なし>
 会 長 ありがとうございます。これで、議題2については終了します。
 <実施機関退室>

●議題3 印西市個人情報保護条例の解釈運用基準の修正について（報告）

会 長 それでは議題3に入ります。印西市個人情報保護条例の解釈運用基準の修正について、ご説明をお願いいたします。
 実施機関 <資料に基づく説明>
 会 長 まず委員の皆様からのご質問を承ります。
 委 員 2ページの5の「個人の権利利益の保護」は、「公正で信頼さ

れる市政の推進に資すること」と並列するものではなく、この条例の第一の目的である。”の部分ですが、何か抜けている感じがするのですが。

会 長 条文の作りとしては、言葉の順番として大きく二つの塊があります。「個人の権利利益の保護」というのと、「公正で信頼される市政の推進」というものの二つがあり、ここでは、この二つの関係が書かれています。そこで「並列する」というのは「個人の権利利益の保護」と「公正で信頼される市政の推進」が、全く等価、同価値で存在しているというのが「並列」という意味合いになると思います。つまりここでは、そのように読む訳ではないということを書いて、この条例の第一の目的というのは「個人の権利利益の保護」であり、その保護をすることによって、「公正で信頼される市政の推進」に資するということになるので、この条例の解釈というときには、まず「個人の権利利益の保護」が先になるという位置づけを言っていると思います。

委 員 分かりました。

会 長 それから、「第1の目的」というのがアラビア数字になっていますが。

実施機関 漢数字に修正します。

委 員 次に31ページの4の“「事業営む個人」”、これは“を”が入りますか。

会 長 事業“を”になりますね。

委 員 それから47ページの(4)の“地方自治法第245条に規定する「関与」のとして定められた「指示」”ですが、「関与」の次の“の”は必要ですか。

会 長 要らないですね。そのほか質問等ございませんか。

各 委 員 <質問等なし>

実施機関 よろしいでしょうか。

会 長 どうぞ。

実施機関 3ページをご覧ください。個人情報定義がありまして、アとイに分かれています。アの部分の“当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等”の後に括弧書きが加えられ、“その他の記述等”の内容を明確化しておりますが、これと同じように、情報公開条例においても、“その他の記述等”について明確化が図られていますので、情報公開条例の解釈運用基準についても5ページと同様の説明を加えさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 国も個人情報保護法と情報公開法を合せているので、条例も統一解釈にした方がいいと思います。

会 長 これで、議題3については終了します。それでは、4. その他ですが、委員の皆様から何かご意見等ございますか。

各委員 (質問、意見なし)
会長 事務局から何かありますか。
事務局 <会議録、報酬等の説明>
会長 それでは、これを持ちまして印西市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。

【当日使用した資料】

1. GIGA スクール構想に係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）

議題1資料 諮問書

参考資料

・オンライン結合に係る実施機関以外のものへの個人情報の提供について

2. 印西市新型コロナワクチン集団接種予約システムとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）

議題2資料 諮問書

参考資料

・印西市新型コロナワクチン集団接種予約システム

3. 印西市個人情報保護条例の解釈運用基準の修正について（報告）

議題3資料 印西市個人情報保護条例の解釈運用基準（案）

この会議録は、会議に出席した印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

令和3年4月21日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊藤 義文